

旅客営業規則 第25条 被救護者割引証【新旧対照表】
 【2026年3月14日より適用】

| 改 定 | 現 行 |
|---|--|
| <p>〔被救護者割引証〕</p> <p>第25条 被救護者は、前条の規定によって割引普通券を購入する場合はその保護を受ける施設の代表者から割引証の番号・指定番号・乗車区間・乗車券の種類・旅行証明書番号・被救護者の氏名及び年令・有効期限・付添人を必要とするときは付添人の氏名及び年令・発行年月日・施設の所在地・名称並びにその代表者の氏名が記入され、発行台帳に対して契印の押された被救護者旅客運賃割引証の交付を受けて、提出するものとする。</p> <p>2 前項の被救護者旅客運賃割引証の様式は次のとおりである。</p> <p style="color: red; text-align: center;">様式①</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>表</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>裏</p>  </div> </div> <p style="color: red; text-align: center;">様式②</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>表</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>裏</p>  </div> </div> <p>3 被救護者旅客運賃割引証の有効期間は発行の日から1箇月間とする。</p> | <p>〔被救護者割引証〕</p> <p>第25条 被救護者は、前条の規定によって割引普通券を購入する場合はその保護を受ける施設の代表者から割引証の番号・指定番号・乗車区間・乗車券の種類・旅行証明書番号・被救護者の氏名及び年令・有効期限・付添人を必要とするときは付添人の氏名及び年令・発行年月日・施設の所在地・名称並びにその代表者の氏名が記入され、発行台帳に対して契印の押された被救護者旅客運賃割引証の交付を受けて、提出するものとする。</p> <p>2 前項の被救護者旅客運賃割引証の様式は次のとおりである。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 20px;"> <div style="text-align: center;"> <p>表</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>裏</p>  </div> </div> <p style="text-align: center;">第1項</p> <p>3 被救護者旅客運賃割引証の有効期間は発行の日から1箇月間とする。</p> |

※下線部が改定箇所。